

# 生徒指導規程

兵庫県立篠山鳳鳴高等学校

## 第1章 服装・身だしなみ

第1条 校内及び通学時の生徒の服装は以下のとおりとする。

- (1) ブレザー、カッターシャツ、ブラウス、ポロシャツ、セーター、また、スカート、スラックスは本校指定のものとし、組み合わせを考慮すること。ブレザーおよびセーター着用の際は必ず本校指定のネクタイまたはリボンを着用する。カッターシャツの裾はズボンに入れる。スカート丈は膝頭上部の線を基準とする。また、下に着用するシャツの色は華美でないものとし、大きなロゴやプリントが付いていないこと。タートルネック等カッターシャツからはみ出すものを着用することは禁止する。
- (2) スラックスの場合、ベルトは必ず着用すること。但し、華美な装飾は認めない。
- (3) スカートの場合、ストッキングは華美でないものとする。
- (4) 冬季、通学途上の防寒衣は学校指定のウインドブレーカー、または、高校生としてふさわしいものとする。

第2条 身だしなみについては以下のとおりとする。

- (1) ソックスは華美なものについては禁止する。
- (2) 通学の履物は短靴とし、運動靴または革靴とする。また、スリッパ・サンダルでの通学は禁止する。
- (3) パーマ、ドライヤーその他による頭髪の変形・変色を禁止する。
- (4) マニキュア、色つきリップクリーム等の化粧品及びピアス等の装身具の使用を禁止する。

第3条 ブレザー着用の際は、襟に学年章をつける。

第4条 通学の鞆は、教科書・ノートが十分に入る大きさ、かつ高校生にふさわしい色・デザインで、通学時の安全に留意したものを使用すること。

第5条 前記各項に規定する以外の服装等を着用する場合は、生徒指導部の許可を得なければならない。

## 第2章 校内生活

第1条 始業より終業までは、原則として校外へ出てはならない。

やむを得ない事情で校外へ出る場合は、担任に届け出て許可証を受け取ること。

第2条 放課後は定められた下校時刻を守ること。

第3条 校舎内では学校指定の上履きを履くこと。

第4条 校内での携帯電話・スマートフォンの使用は禁止する。校内では電源を切り、カバンに入れておくこと。

第5条 BYOD 端末については、別紙「BYOD 端末使用規程」に基づいてルールを守って適切に使用すること。

第6条 校内の掲示物及び配布物は生徒指導部の許可を受けること。

## 第3章 自転車通学について

第1条 自転車通学を希望するものは、許可（ステッカー）を受けること。

第2条 道路交通法を守り安全に留意して登下校すること。

第3条 雨天時は雨合羽を着用すること。

第4条 校内では所定の自転車置き場に駐輪すること。

第5条 電動キックボードでの通学は禁止する。

#### 第4章 アルバイトについて

第1条 アルバイトは原則禁止する。

第2条 経済的な事情等によりアルバイトを希望する場合は、家庭でよく話し合い、保護者の同意を得た上で、学校に届け出て学校長の許可を得ること。

#### 第5章 運転免許取得について

第1条 運転免許証の取得については、「三ない運動」に沿った指導を行う。

(三ない運動： 乗らない 取らない 買わない)

第2条 3年生については、丹有生徒指導協議会の申し合わせ事項に従い許可をする。

就職内定者は10月1日以降、卒業見込の者は2月1日以降、以上の者は学校長の許可を得て入所すること。

#### 第6章 選挙活動について

第1条 学校の構内においては選挙活動や政治的活動は禁止する。

##### 下校時刻について

	下校時刻	完全下校時刻
夏季 4月～2学期中間考査終了前日		
3学期末考査終了日～3月末日	17時30分	18時30分
冬季 2学期中間考査終了日～		
3学期末考査終了前日	17時00分	18時00分
定期考査期間中（最終日を除く）		15時00分

本規定は平成29年4月1日より実施する。

令和6年4月1日一部変更